諮問番号:平成30年度諮問第3号答申番号:平成30年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成30年9月22日に提起して処分庁鉾田市長が行った平成〇年度第〇期の固定資産税の未納に関する督促処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、乗却されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

処分庁が行った本件督促処分は、記載されている税額は重大な瑕疵がある賦課処分(地目の誤認及び小規模住宅用地の特例の不適用)に基づいたものであり違法である。

2 処分庁の主張

賦課処分と督促処分は法律上の目的及び効果を異にする別個の行政処分であり、賦課処分の違法又は不当をもって、督促処分の違法又は不当の理由とすることができない。また、本件督促処分は、納期限内に納付が確認されなかったため、地方税法第371条第1項の規定に基づきなされたものであり、適法になされている。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 納期限までに固定資産税にかかる地方団体の徴収金を完納しない場合においては、地方税法第371条第1項により、督促状を発しなければならないとされており、本件督促処分は、適法である。
- (2) 裁判例によると、賦課処分と督促処分はそれぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるため、賦課処分の違法性は督促処分には承継されないと解されている。

第4 調査審議の経過

平成 30 年 12 月 21 日 諮問書の受付

平成 30 年 12 月 26 日 審議 (平成 30 年度第 1 回鉾田市行政不服審査会) 平成 31 年 1 月 23 日 審議 (平成 30 年度第 2 回鉾田市行政不服審査会)

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人の主張、審理員意見書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

固定資産税に係る督促については、地方税法第 371 条第 1 項の規定により納税者が納期限までに徴収金を完納しない場合においては、督促状を発しなければならないとされている。

2 本件処分について

関係法令の規定に基づく適正な手続きを経て行われており、違法性又は不当である点は見当らない。

3 審理員手続の適正性等について

審理員の審査手続については、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、当審査会は、第1の記載のとおり答申する。

鉾田市行政不服審査会

会長 柳橋 政義

委員 沼田 妙佳

委員 井郷 實

委員 海老澤 光男